

資料2

馬淵川米代川新井田川圏域洪水減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、馬淵川米代川新井田川圏域洪水減災対策協議会（以下「協議会」と称する。）

（目的）

第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、洪水減災対策に関する必要な事項

（幹事会）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

(附則)

本規約は、平成29年 月 日から施行する。

馬淵川米代川新井田川圏域洪水減災対策協議会

(構成員) 二戸市長
八幡平市長
葛巻町長
軽米町長
九戸村長
一戸町長
気象庁 盛岡地方気象台長
岩手県 総務部長
岩手県 県土整備部長
岩手県 県北広域振興局土木部 二戸土木センター所長
岩手県 盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター所長

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

馬淵川米代川新井田川圏域洪水減災対策幹事会

(構成員) 二戸市 総務政策部 防災対策室長
八幡平市 防災安全課長
葛巻町 建設水道課長
軽米町 総務課長
九戸村 総務企画課長
一戸町 総務課長
気象庁 盛岡地方気象台 防災管理官
岩手県 総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
岩手県 県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
岩手県 県北広域振興局土木部 二戸土木センター 道路河川環境課長
岩手県 盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター 特命課長（治水対策）

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課